

「令和2年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の送付について

令和2年分の「扶養親族等申告書」を9月27日（金）にお送りしました。

お手元に届きましたら、内容を確認の上、令和元年11月8日（金）までに提出してください。期限内に間に合わない場合でも、なるべく早く提出いただきますようお願いいたします。

なお、当組合が支給する課税対象の老齢（退職）年金の受給者のうち、次の方には、申告書の提出が不要であるためお送りしていません。

● 65歳以上の方で

- ・老齢基礎年金を受給されている方は80万円未満
- ・老齢基礎年金の受給権がなく、退職年金・減額退職年金を受給されている方は158万円未満

● 65歳未満の方は108万円未満

※障害厚生（障害共済）年金・遺族厚生（遺族共済）年金は非課税であるため、これらの年金を受給されている方にも申告書をお送りしていません。